

4 保健教育

学校における保健教育は「保健学習」と「保健指導」に分けられる。

保健学習・保健指導の目標・内容等の概略は下記のとおりである。

	個別の保健指導	特別活動における保健指導	保健学習
領域	個別指導 (小グループ含む)	授業等(学級活動・児童生徒会活動・学校行事等) 集団指導	授業
位置付け	学校保健安全法	学習指導要領	学習指導要領
目標	個々の児童生徒の心身の健康問題の解決に向けて、自分の健康問題に気づき、理解と関心を深め、自ら積極的に解決していこうとする自主的・実践的な態度の育成を図る。	各活動のねらいに沿って実施	学習指導要領のねらいに沿って実施
内容	日常生活における個々の児童生徒の心身の健康問題	児童生徒が共通して直面する現在及び将来にかかわる諸課題に対応する健康安全に関する内容	学習指導要領に示されている指導内容(全国共通)
指導の機会	教育活動全体	学級活動、児童生徒会活動、学校行事等	体育科・保健体育科の授業
進め方	発達段階及び個人差に応じて指導する。	学校の実態等に応じて、発達段階に即して取り扱う内容、時間を選定し、計画的に実施する。	学習指導要領に示されている指導時間
指導者	養護教諭、学級担任等、栄養教諭・学校栄養職員、学校医等	学級担任等、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、学校医等	学級担任等、教科担任、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員等

※「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引」(文部科学省：平成23年8月一部改変)

(1) 学習指導要領(体育・保健体育)平成20年8月

【小学校】体育・健康に関する指導(総則第1章第1の3)

3 学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力のある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

※中学校及び高等学校の学習指導要領については小学校に準じた内容

(2) 小学校・中学校・高等学校における学級活動の内容（学習指導要領解説「特別活動編」）

小 学 校	中 学 校	高 等 学 校
(2) 日常生活や学習への 適応及び健康安全 ア 希望や目標をもって 生きる態度の形成 イ 基本的な生活習慣の 形成 ウ 望ましい人間関係の 形成 エ 清掃などの当番活動 等の役割と働くことの 意義の理解 オ 学校図書館の利用 カ <u>心身ともに健康で安 全な生活態度の形成</u> キ 食育の観点を踏まえ た学校給食と望ましい 食習慣の形成	(2) 適応と成長及び健康安 全 ア 思春期の不安や悩み とその解決 イ 自己及び他者の個性 の理解と尊重 ウ 社会の一員としての 自覚と責任 エ 男女相互の理解と協 力 オ 望ましい人間関係の 確立 カ ボランティア活動の 意義の理解と参加 キ <u>心身ともに健康で安 全な生活態度や習慣の 形成</u> ク 性的な発達への適応 ケ 食育の観点を踏まえ た学校給食と望ましい 食習慣の形成	(2) 適応と成長及び健康安 全 ア 青年期の悩みや課題 とその解決 イ 自己及び他者の個性 の理解と尊重 ウ 社会生活における役 割の自覚と自己責任 エ 男女相互の理解と協 力 オ コミュニケーション 能力の育成と人間関係 の確立 カ ボランティア活動の 意義の理解と参画 キ 国際理解と国際交流 ク <u>心身の健康と健全な 生活態度や規律ある習 慣の確立</u> ケ 生命の尊重と安全な 生活態度や規律ある習 慣の確立

(3) 薬物乱用防止教育の充実について

- ① 学校における薬物乱用防止教育は、小学校「体育」、中学校及び高等学校「保健体育」の時間はもとより、「特別活動」「総合的な学習の時間」「道徳」等も活用しながら、学校の教育活動全体を通じて指導すること。
- ② 薬物乱用防止教室は、学校保健計画において位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努めること。
- ③ 薬物乱用防止教室は、外部講師による指導が望ましいものの、国や教育委員会等が開催する研修会等において研修を受けた薬物乱用防止教育に造けいの深い指導的な教員の活用も考えられる。
- ④ 薬物乱用防止教室等を通じて、健康被害事例等に係る情報提供を積極的に行うこと。
- ⑤ 各種啓発資料を活用し、「危険ドラッグ」を含む薬物の乱用防止について適切な指導をすること。
- ⑥ 青少年が薬物に関する情報を閲覧することを防止するためのフィルタリングの徹底を促すこと。
- ⑦ 節目となる時期を捉えて、「危険ドラッグ」の危険性についての広報啓発活動をすること。